

従業員家族の保険証発行手続きについて

別紙のとおり、平成30年10月1日より、年金機構が受け付ける被扶養者認定証明書類の取扱いが厳格化されました。

そのため、当方でも採用連絡票を新しい形式に変更いたしましたので、今後はこちらをご利用ください。

家族の続柄、収入について確認がとれないと年金機構で書類を受理してもらえません。

お手数をおかけしますが、何卒ご協力をお願いいたします。

◆主な変更点

青字は事業主様のご記入欄となります。

必ずご確認の上、マークをしていただくようお願いいたします。

事業主様をご確認の上、必ずチェックしてください。

被扶養者の続柄を戸籍謄本、住民票等で確認しました

所得税法上の控除対象扶養親族であることを確認しました

*所得税法上の控除対象扶養親族に該当するか否かについては裏面をご確認ください。

マークいただけない場合、戸籍謄本や、課税証明書等の原本提出になりますので、必ずご確認いただけますようお願いいたします。

またマークしても、マイナンバーのご連絡がない場合は、書類の原本提出となります。

尚、データ入力方式(Excel)の採用連絡票も用意してございます。

ご希望の場合はご連絡ください。

茨城労働保険管理協会

あさひ労務管理センター

〒305-0853

茨城県つくば市榎戸 681-4

Tel 029-837-1811

Fax 029-837-1813

e-mail asahiroumu@yahoo.co.jp